

特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

		特別徴収義務者指定番号	
		令和	年 月 日
北塩原村長 様			
給与支払者（特別徴収義務者）			
〒 -			
所在地又は住所			
電話（ ） -			
(フリガナ)			
事務所の名称 又は屋号			
(フリガナ)			
代表者氏名印			印
<p>地方税法第321条の5の2第1項の規定により承認を受けた個人住民税特別徴収税額の納期の特例について、その要件に該当しなくなったため、地方税法施行令第48条の9の10の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>			
1 この届出書を提出する日 における給与等の支給人員	ア 常時勤務者	人	
	イ 臨時勤務者	人	
2 給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等			

注意事項

- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2第1項のに規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に特別徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月の10日までに納付し、その後の各月に特別徴収した税額は、通常の例により給与支給月の翌月の10日までに納付していただくこととなります。

(例) 届出日が8月中の場合

- (給与等の支払月) (納期限)
- 6月～8月分 9月10日まで
 - 9月分以降 翌月の10日まで

- 「2 給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時10人未満でなくなった理由等を簡潔に記載してください。

(例) 「事業拡大のため」、「合併のため」等